

労働政策審議会労働条件分科会
自動車運転者労働時間等専門委員会運営規程

令和元年 12 月 日

(目的)

第 1 条 労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会（以下「専門委員会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号。）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）、労働政策審議会運営規程及び労働政策審議会労働条件分科会運営規程に定めるもののほか、この規程により定めるところによる。

(所掌)

第 2 条 専門委員会は次の事項について調査、検討を行う。

- (1) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の見直しに係る事項
- (2) その他、自動車運転者の健康確保、過労死防止や労働時間の短縮等に関し、必要な事項

(構成等)

第 3 条 専門委員会の委員は 労働政策審議会労働条件分科会長が選出するものとする。
2 専門委員会に委員長を置き、専門委員会に属する委員の互選により選任する。
3 委員長は、委員長代理を指名することができる。
4 委員長代理は、委員長に事故があるとき、又は委員長が特に必要と認めて指示するときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員長が必要と認めたときは、専門委員会に、専門委員会に属する委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(公開)

第 5 条 専門委員会は公開とする。ただし、委員長が必要と認めたときは、専門委員会を非公開とすることができる。

(議事録)

第 6 条 議事録は公開とする。ただし、委員長が必要と認めたときは、議事録を非公開とすることができる。
2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、委員長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。
3 専門委員会の資料は公開とする。ただし、委員長が必要と認めたときは、資料を非公開とすることができる。

(報告)

(案)

第7条 専門委員会で検討した事項は労働政策審議会労働条件分科会へ報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門委員会の庶務は、厚生労働省労働基準局監督課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定めるものとする。

附則

(施行日)

本要綱は、令和元年12月 日から施行する。